

中小企業信用保険法第2条第5項第5号（ロー①・②）

（国が定める不況業種・セーフティネット保証）

の規定による認定申請をされる方へ

認定に必要な要件について

下記の条件をともに満たしている中小企業者であることが条件です。

1. 経済産業大臣の指定（注）する業種を営んでいること。

（注）経済産業大臣の指定は、認定対象業種と認定時期についてなされ、中小企業庁HPで確認できます。

（中小企業庁ホームページアドレス <http://www.chusho.meti.go.jp/> ）

2. 最近1か月における「指定業種の事業」の売上原価が「事業全体」の売上原価の20%以上占めており、「事業全体」及び「指定業種の事業」それぞれの1か月の売上原価のうち原油等の仕入額が20%以上占めていること
3. 「指定業種の事業」の最近1か月の仕入価格が前年同月比で20%以上上昇していること
4. 「事業全体」と「指定業種の事業」それぞれの最近3か月の売上高に占める原油高の仕入額の割合が前年同期比を上回っていること

（注）「最近3か月」とは、申請日の属する月の2か月前までを含む連続した3か月を対象期間とします。

認定申請に必要な提出書類について

1. 認定申請書、及び、認定申請書に係る別紙1（市所定の書式）

書式は宝塚市役所申請書ダウンロードのページからダウンロードできます。

2. 1の書式に記入した原油等の仕入価格、売上原価及び売上高等が全て確認できる書類等
試算表、月別売上台帳（帳面など）、仕入帳等のいずれかの写し
3. 業種及び、事業所の所在地が確認できる書類
許認可証必要業種は許認可の写し又は確定申告書、定款、商業登記簿謄本の写し又は
取り扱っている製品・サービス等を疎明できる書類等
4. 金融機関の方など代理の方が来られる場合は委任状（様式任意）

認定書の交付について

申請日の翌日（但し、申請日の翌日が土曜日及び日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日、12月29日から翌年の1月3日までの日となる場合は、翌開庁日）の午後1時以降に、
交付します

（※即日交付はできません）

注意点

1. 認定申請先の市町村は、法人の場合は商業登記簿上の本店所在地の市町村、個人の場合は主たる事業所の所在地の市町村です。
2. 認定証は、信用保証協会の審査において必要なものであり、認定によってそのまま融資が実行されるものではありません。
3. 認定証の有効期間は認定日から30日です。

提出先・お問い合わせ

宝塚市役所 商工勤労課

TEL 0797-77-2071

FAX 0797-77-2171